

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第18回都市計画制度小委員会

平成24年9月3日

【事務局】 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、これから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会第18回都市計画制度小委員会を始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日も出席の委員は、現在10名中6名お越しいただいております。議事運営第4に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、中井委員、清水専門委員、吉田専門委員、亙理専門委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席でございます。

次に、配付資料でございますが、資料の3枚目に一覧がございます。本日は資料と参考資料をそれぞれ1から4までご用意いたしております。ご確認いただければと思います。

また、ご発言の際には、お手数ですが、お手元のマイクのスイッチをその都度、入れてご発言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員長】 おはようございます。それでは、審議に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初の議題ですが、1つ目、『都市計画に関する諸制度の今後の展開について』ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 おはようございます。都市計画に関する諸制度の今後の展開についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

前回、6月28日の小委員会に引き続きまして、都市計画に関する諸制度の今後の展開についてのご審議でございますけれども、前回の小委員会でいただきましたご意見などを踏まえまして、事務局でさらに検討を加えたものを本日、資料2として、案の成案を配付してございます。また参考資料の1といたしまして、前回からの変更点を追加記載をしたものがわかるような資料を配付してございます。また参考資料の3では、この件に関しま

す前回の小委員会における主なコメントを配付してございます。

本日の説明では、前回からの変更点を中心にご説明したいと思いますので、参考資料1、こちらのほうをお開きいただいて、お聞きいただければと思います。

表紙といいましょうか、1ページ目でございますが、目次構成がございます。全体構成は第1から第4までということで、前回と変更はございませんけれども、第4につきましては表題を「引き続き検討を要する事項」ということで修正を行ってございます。また第1、あるいは第2につきましては、括弧レベルの表題を微修正をしたり、あるいは順序を入れかえたりといった修正を行ってございます。

おめくりいただきまして、2ページでございます。第1、「都市計画をとりまく社会状況」の部分でございます。ここは人口減少、超高齢化といったことを(1)というふうに頭に持ってくるといった柱立ての順序の変更を行っておりますほか、数点ワーディングの変更を行ってございますけれども、実質的な変更箇所といたしましては、(2)「財政制約・経済の低迷」という中のこの2ページ目の一番下の部分でございますけれども、行政サービスなどについて財政的側面から新たな負担なしにはその享受が困難になるという原文の記述に加えまして、「人口減少・超高齢化の局面においては、分散して居住していると日常生活に必要なサービスが十分に享受できなくなる事態が生じるリスクが高いことを認識すべき」といった部分を加筆してございます。

2ページ、3ページ目、主な修正点は以上でございます。

続きまして、4ページ目をごらんください。第2、「都市計画に関する今後の基本的な考え方」の部分でございます。(1)、前は「基本理念」と題しまして、数行の短い柱書きを記述した後に、「集約型都市構造化」、「都市と緑・農の共生」、「民間活動の重視」の個別具体的な3項目の記述に入っておりましたけれども、本日の案ではこの3項目の前の部分の4ページの「求められる都市の機能」という部分、また5ページの「基本的な考え方」という部分、こういったよりベーシックな考え方についての記述を加えまして、変更しております。

4ページ目、「求められる都市の機能」では大きく4つのまとまりで記述をしてございます。1点目は、子育て世代や高齢者にとっての環境整備であったり、あるいは就業、そういった社会参画しやすいまちづくりなどの必要性、また公共投資や行政サービスの効率的提供について述べてございます。

2点目、「加えて、」で始まる段落でございますけれども、自然や歴史・文化の継承など

都市環境についての記述を行ってございます。

3点目、5ページ目でございますけれども、「さらには、」の段落でございますが、住民生活や民間の活動が総合的に調和し、自立的に発展・成熟するまちであることが望ましいとの記述を、またそして4点目といたしまして、国内外の都市間競争の中、地域の核として、あるいはグローバルな拠点などの戦略的な都市として成長するまちが求められる旨を記述いたしております。

続きます「基本的な考え方」の部分では、前回からの記述でございます、6行目ぐらいでしょうか、現在の都市そのものをいわばリフォームしていく必要があると、こういった記述にさらに加えて加筆をしてございます。

現実の需要から乖離した市街地整備は原則不要とするのを基本的な考え方とすべき、無制限に開発を繰り返すのではなく、現にある価値が高められる都市を目指すべきといったようなこと、それから次の「また、」の段落でございますが、都市計画はさまざまな手続を経て決定されるものであり、いわば地域の貴重な共有財産として守り育てていくことが重要である、それがひいてはまちそのものを地域にとっての貴重な共有財産へと形づくることになるとの記述を追加してございます。

6ページ目をお願いいたします。以降、「集約型都市構造化」、「都市と緑・農の共生」、「民間活動の重視」の3つの部分が記述が行われておりますけれども、「集約型都市構造化」の部分では、表現の適正化ということで数点、微修正を行ってございます。「都市と緑・農の共生」の部分でございますが、まず冒頭部分で、集約型都市構造化を図る際に、集約するエリアに着目するだけでなく、広い国土構造をとらえる必要があることを述べ、その上で水と緑が国土構造を構成する主要な要素であること、まとまった緑の保全が不可欠であることとの記述を追加してございます。

またこの後半部分、7ページ目の冒頭になりましょうか、この部分では都市と農の共生という点について具体的な例示を数点追加してございます。

「民間活動の重視」の部分ですが、この項目では、まず冒頭5行にわたりまして、この部分の要点を述べることといたしました。インフラが相当程度、整備された中で、集約化や都市の再編が求められているという場面では都市の中心的な役割を持っている民間施設を誘導していく必要があること、従来の都市計画手法を適切に運用するのは当然として、そればかりに依存せずに民間活動の重視を旨とするべきことを記述してございます。

以降、ワーディングの修正がございまして、8ページ目に続きます。8ページ目をござら

んください。冒頭、「また都市計画が適切に云々」といった部分でございますけれども、ここは前回の議論も踏まえて、都市計画が経済等に大きな影響を与えるものであること、したがって民間活動、民間投資を活性化させるには、予見可能性が高くなるよう適切な情報開示が必要であることなどを追加してございます。

続きまして（２）「土地利用を中心とする制度の経緯と新たな施策展開の方向性」の部分でございます。最初の「これまでの施策」の部分では、８ページの最後の段落のところにおきまして、平成１２年改正あるいは平成１８年のまちづくり三法の改正について記載をしておりましたけれども、直近の平成１８年の改正につきまして、最後の２行から９ページ目の冒頭にわたりまして、その運用状況について、都市計画手続を経ることとされたエリアで大規模集約施設の立地が減少する一方、地区計画の決定等の都市計画手続を経て当該施設が立地するケースも出てきているといった運用状況を述べた上で、施設の適正立地に関し一定の効果があったものと考えられる、今後も状況把握に努めていく必要があると、こうった記述を追加してございます。

９ページ目下段の「総合的な都市計画システムの構築」の部分でございます。ここは前回、「ソフトな仕組みの構築」としていた部分でございますけれども、タイトルを変更いたしますとともに、以下、小見出しを４つつけて、少し読みやすくわかりやすい構成になるように工夫を加えてございます。具体的には、この９ページにあります最初の２つ、「都市の拡大局面における土地利用に関する制度の意義」、それから「人口減少局面での土地利用に関する制度の機能」、この２つの局面に分けてその認識をまず記述しました上で、１０ページ目のほうでは「総合的な都市計画システムの構築」、１１ページ目では「ソフトな仕組みづくり」といった形で今後について述べるという、そういった構成にしてございます。

９ページ目に戻っていただきまして、最初の「都市の拡大局面における土地利用に関する制度の意義」の部分でございます。第１段落では、拡大局面においては積極的な都市基盤整備を行うのと相まって建築活動が活発でありましたことから、都市計画法上の土地利用に関する制度は、強い開発圧力や成長力を背景とした開発、建築活動に対するルールとして機能してきました。そういったことから、この記述では、「速効性はなくとも目指すべき都市像に近づけるツールとして一定程度機能してきたと言える」との評価を記載してございます。

次の「この間、」の段落につきましては、文章の順序を入れかえたものでございますので、文意を大きく変更する修正ではございません。

続きます「人口減少局面での土地利用に関する制度の機能」の部分でございます。10ページ目をおめくりいただきまして、第1段落の続きのところ、人口減少局面においても開発圧力が引き続き残る場面、こういったところでは土地利用に関する制度による対応が引き続き重要である旨を述べておりますほか、多少、加筆・修正をしております。

第2段落、「一方、」で始まる段落以降の部分が人口減少局面での集約化に際しての困難さといえましょうか、そういったことを述べた部分でございますが、かなりリライトさせていただいております。「すなわち、」で始まる段落でございますけれども、ここは土地利用の規制を強化することによって関係者の合意形成が困難となるということを述べた部分でございますが、その財産価値の認識に関して丁寧に少し書き込んでございます。

それから、「また、」で始まる段落でございます。ここは前回の案では土地利用規制は建築行為に対して基準適合を求めるいわば受動的な仕組みであるので、まちの改変を積極的に行う機能は弱いと端的に記載していた部分なんですけれども、理解を助けるために説明を加筆しております。「また、」で始まる段落でございますけれども、2行目ぐらいからでしょうか、現況と異なる将来像を目指すためには、民間が主体となった建築物の建築、除却などの建築行為等が行われることが大前提、しかしながら、建築行為自体があまり生じない場面では、建築行為等に基準適合を求める土地利用に関する制度のみによって将来像を目指すことは困難であるといった、こういった流れで記載をしております。

続く「もちろん、」で始まる段落では、そうは言いましても、土地利用に関する制度が不要になるというわけではございませんので、土地利用規制を適切に見直すことの重要性、あるいは保全系の土地利用制度の有効性、そういったことについて記載をしております。

このような課題認識のもとで、今後目指していく施策展開の方向性について「総合的な都市計画システムの構築」以下で述べてございます。最初の段落では、「集約型都市構造化」、「都市と緑・農の共生」、「民間活動の重視」の考え方を実現化していく上で、関係者が目指すべき都市の方向性を描き、それに向けて計画的に取り組んでいくことが重要であること、一方で従来の都市計画の制度だけで取り組むのは難しい状況があり、またその実際の制度というのは現実に運用できることが重要であると、こういったことを述べました上で、11ページ目になりますが、「このため、」で始まる3行目からの段落におきまして、読み上げ調になってしまいますけれども、「成長力が低い中でも投資・活動を生み出し都市計画を実現できるよう、さらには都市計画法上の伝統的な実現手段がよりの確かつ円滑に運用できるよう、こうした手段に加えて民間活動・投資を誘導する時間軸を意識した動的な計

画の仕組み、土地利用計画制度とリンクしたインセンティブの仕組みなど、伝統的な都市計画実現手段を踏み出した新しい手段（ソフトな仕組み）を確保し、法制度だけに拠らない総合的な都市計画システムをつくり上げていくことが重要」としております。

さらに「集約型都市構造化を図るに当たって、あらかじめ特定の用途のみを認めるような制限型の手法で都市の将来像を実現する方法以外に、目指すべき都市の将来像を描き、それに向けて民間活動・投資を動かし、過渡的な土地利用も許容しながら将来像に近づけていき、それを安定的に維持するといった戦略的な方法もとり得る。今後、民間投資の役割が一層高まっていく中で、このような方法はますます重要な方法になってくるものと考えられる」というふうにとまとめてございます。

続く「なお、」で始まる段落は、制度的対応について、地域主権改革の実施状況などを踏まえて検討すべきといった部分でございますけれども、冒頭に現在置かれている状況について少し説明を加えておるものでございます。

第2の(2)の最後の部分になります「ソフトな仕組みづくり」の部分でございます。ここは11ページから12ページにわたりまして幾つか表現ぶりを修正してございますが、文意の変更はございません。

ソフトな仕組みづくりといたしましては5点に分けて整理をしております。第1ということで規制と誘導、財政上・税制上のインセンティブ、ディスインセンティブの付与の組み合わせについて、第2といたしまして、いわゆる時間軸を意識した取り組みについて、第3といたしましては、交渉型の計画制度について、第4では地籍調査の推進など、そういった都市活動の高度化をスピードアップするような環境整備について、そして第5では情報開示、客観的なデータ蓄積、分析の高度化などの計画技術の充実について、こういった5点で述べている部分でございます。

続きまして、12ページの最後から第3「早急に講ずべき都市の低炭素化に係る施策」の部分を展開しております。この部分は多少、加筆・修正をしておりますが、まず柱書きのところで、12ページから13ページにかけてまして時間コストの概念について追加記載をしております。

それから、少し飛びますけれども、18ページ、19ページまで行きますが、(4)の「建築物の低炭素化」の部分につきまして、19ページのほうでライフサイクルを通じた取り組み、あるいは省エネルギー性能以外の低炭素化のための措置について追加記載をしております。

また19ページの(5)「緑地の保全・緑化の推進」の部分におきまして、集約型都市構造化を実現するための緑地についての記述をそれぞれ追加記載をしてございます。

24ページをお開きください。第4「都市計画に関して引き続き検討を要する事項」でございます。まず最初の「散発的な都市の縮退」の部分でございます。ここでは市街地における空地、空き家などの増加に対していかにメリハリのある市街地形成を進めるか、こういう観点から記述をしてございますけれども、その中で、まず25ページの中段、「このため、」で始まる段落におきまして、望ましい都市像へと導くために資産課税と都市的土地利用との関連性を高める方式といったことを例示として追加してございます。

また25ページの下段でございますけれども、メリハリのある市街地の形成を進めるという上で、中心市街地活性化施策などと土地利用コントロールとの整合性の確保について、また調整区域や非線引き白地地域での空地の実態把握や、26ページになりますが、土地政策や住宅政策との連携といった議論の必要性といったようなことについて加筆・修正をしてございます。

続きます「都市計画区域内の散発的・無秩序な開発」の部分につきましては、ここではほかの都市計画区域に影響が及びます施設立地に関しまして、広域的な立地調整の確保などが必要ということに加えて、調整区域等での開発についての社会的コストなどについて負担を求める仕組みの議論、白地地域での開発許可のあり方などについて述べてございます。変更点として数点、線が引かれてございますけれども、これは記載順序の変更に伴うもので、実質的なものではございません。

それから「都市計画区域を超えた広域における散発的な都市開発」の部分につきましては、表現の微修正でございます。

以下、「基幹的な民間施設等の立地に係る低い計画性」の部分、28ページ目に行きまして、「集約型都市構造を支える公共交通サービス水準の低下」の部分、「広域的な緑地の減少・分断」の部分、「都市農地の減少」の部分等と続きますけれども、文章の適正化ということと、あと29ページの「広域的な緑地の減少・分断」部分につきましては、4行目ぐらいのところでは少し機能について根幹的な地域構造の確保といったようなことも追加してございます。

また、その次の「このため、」の段落につきましても、水と緑の保全・創出が集約型都市構造の骨組みを支えるものであるということを意識してといったような文脈を記載を追加してございます。

30ページ、「大都市中心部等の緑の絶対量の不足」、「都市計画の透明性、適正性等」といったことについて、一定の表現の適正化を行ったものでございます。

最後、「おわりに」ということで、本小委員会における集約型都市構造に向けて、これまでの議論を踏まえて今後の展開について取りまとめたということ、第3では、低炭素化の促進の観点から指摘をした。第4で示したように、これまで議論を進めてきたものの、集約型都市構造化に向けて引き続き検討すべき事項は多く残っている。まずは国が第3について具体化し展開することを期待するが、それにとどまらず、今後とも都市計画のあり方について議論を深めていかなければならないといった形で結んでいるということでございます。

前回からの変更点を中心に、この都市計画に関する諸制度の今後の展開についての案をご説明いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問がありましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

【A委員】 Aでございます。拝見させていただいて、かなり何度も修正を加えていただいて、文言等もかなり収斂してきたというのが率直な感想です。ここに来るまでも、この前のバージョンも見せていただいている、それは細かい文言の変更をお願いしたほうがいいかなと思う部分もあったんですが、それも直っていることを確認しました。

1つだけ、この文章の修正というわけではないですが、1点だけ気になるのは、この文書を受けて、次に具体的にどういうことが動いていくんだろうかということです。

低炭素の話は今日この後に議題の2番に出てくるので、具体でどうなるかという話は、そちらで受けていただければと思うんですが、それとは違う部分で1点気になるのは、例えば12ページで、今回この交渉型の計画制度を入れていただいたというのは、第3に書いてあるこの段落の後半部のところとか、これは非常に重要で、これはやっぱり入れていただいて非常によかったと思われる部分ではあります。ここの上の部分で、今までの計画決定権者以外が集まっているいろいろ話しましょうとか、あとこの前のページの11ページの12行目のところに、過渡的な土地利用も許容しながらやりましょうというふうなことも文言として入っています。要するにこういう形で文書が出たときに、これがいのように活用される場合と、それとは逆の方向に活用される場合と両方の方向を考えてお

く必要があります。一番悪い場合を考えると、要するに過渡的な土地利用がオーケーなんだと、とりあえず利害関係者で話せば交渉してそれでできるんだというふうなことで、非常に悪意を持って読めば、食い逃げ型の都市計画を許してしまう素地がこの文言の中にはあるわけですね。

ただ、ダイナミックに変えていこうと思うとやっぱりこういうことをやらなきゃいけないということも事実で、次の仕組みとして、ここで書いていただいたようなことがまずない形できちんと運用されるというふうなことをどう担保していくのかということがやっぱりセットとなって非常に気になるということになります。それが大きなコメントですね。

具体的にそういう局面があるのは、おそらく今回、これは前から基本的な考え方として、「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」と「民間活動の重視」という3つの柱を立ててくださっておりまして、この3つの柱もいいと思うんですが、この3つの柱が相互矛盾する場合もおそらくはあるだろうと思います。

例えば集約型都市構造化しようというときに、民間活動がそれには載らないような形で、違うところで開発をやろうとしているというふうな、それぞれの3つの基本的な考え方が相互に反するようなことがあったときに、そこをどういうふうに片をつけるか。多分それはやっぱり集約型都市構造を重視してくださいというふうな形で判断しないといけないと思うんですが、過渡的な土地利用がオーケーでしょうとか、関係者で議論したらオーケーでしょうというふうな形で、この3つの原則の中でも非常に重要な集約型都市構造化の方向性が損なわれたりすることのないように考えていかなければいけないのではないかなと思います。

ということで、どこの文言をどうこれ以上、変えてくださいということではないんですが、そういう諸刃の剣が入っている文章なのかなというふうなのが感想としてのコメントです。

【委員長】 ありがとうございます。今、特に修正はないというふうにおっしゃったんですが、あえて修正するとしたら何かご意見ありますか。

【A委員】 すみません、そういう場合はここをこういう文章でというふうにこの段階ではきちんと言わないといけないんでしょうが、やっぱり公共性をきちんと考慮した上でとかというニュアンスが全体に係っているべきということだろうと思います。だからこの部分なのか、前の部分なのか、ちょっとよくわかりませんが、そういう部分がポイントかなと思っています。

【委員長】 そういう意味では、あれですね、そういう誤解を生まないような何か前提をちょっと解説するといいかもしれないということですが、いかがでしょうか。

【事務局】 まず1点目については、これからさまざまな制度、これは法律レベルだったり運用方針だったり、そういうレベルだと思いますが、そういったときに悪いことにならないよう、意に反したことがないように、個別制度をやっていくときにきちっと心がけたいと思っております。

それから、2点目のお話ですが、A委員のおっしゃっているところは多分こんな感じかと思っておりますが、5ページの一番下の段落です。ここが、さっきの「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」と「民間活動の重視」の3つの関係について述べた箇所となります。すなわち都市像としては、集約化と緑・農の共生、これが都市像として目指すべき方向で、それを支える手段として民間の重視があるという形をとっているのです、ちょっと言葉が足りない部分もあるかもしれません。必要であれば、ここをどうわかりやすくするか、強調するというか、そんなことも考えなければいけないかなと思っております、いかがでございますか。

【A委員】 5ページの下でこういうふうにかかれているということで、そういう部分はかなり満たされているということを知りました。ここできちんと書いてあるということで、ありがとうございます。

【委員長】 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【B委員】 今のやりとりを伺っていて感じたものですから、つい手を挙げましたが、5ページの一番最後の「そのため、」の、ここがやはり重要だと思うんですね。改めて今、よく読んでいたんですが、よくできた文章で、非常にわかりやすい明快な構造になっている、目指すべき都市像はこうであるということで、そのための「手段」という言葉が出ていて、これが対応しているわけですね。

それで、A委員は納得されたんですが、触発されてやはり気になってしまうのは、その「手段」という言葉の次に、「基本」とありまして、民間活動の重視がこれこれの手段の基本であるという書き方ですね。この種のいろんなお役所の文書でいうと、よく目的と考慮要素とか、何かそういう使い分けをしますよね。政策の基本目的は何だということ。それを追求していく場合に、絶対無視してはならないファクターは何かということ。それから、余裕があればいろいろ考慮しましょうねということ。そういう段階づけをすると思うんで

すが、ここで言う民間活動の重視を基本としていくというのは、表現としてはちょっと言い過ぎではないか、その次ぐらいのランクなのではないかという気がするのですけれど。言葉をどうするか。

【委員長】 例えばあれですかね、「重要な手段として位置づけていく」ぐらいの。つまり「基本」と言うと、ほんとうにまずはそれからすべて考えなきゃいけないような感じに見えちゃうので、そこまでは行かないんじゃないかというご意見ですよ。

【B委員】 そうですね。手段のうちの基本というわけではなくて、いろんな手段を考える際の不可欠のものであろうという、その程度だ、と。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【事務局】 おっしゃるとおりかと思しますので、修正していくべきかと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。いろんな手段がある中の1つ重要な柱として考えるというニュアンスが入っていればいいたらと思いますので。多分、「基本」と書いた背景にはそういう発想があったわけですよ。ですから今おっしゃったニュアンスとうまく合わせて、ちょっと表現を工夫することにしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【C委員】 今、A委員も言われていましたが、私もこれを読みますと、節目になる大きな制度改革をわかりやすく示していると思いますので、基本的にこれでいいのではないかと思います。

それを前提に、私も改めて思うのは、一番のキータムになっているのは、第2の基本的な変化を踏まえて、8ページ、10ページのところで、「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」と「民間活動の重視」というのを3つ挙げているというところだと思います。

この3つについては、それぞれ文章の中で明快に述べられているんですが、これは先ほどA委員が言われたとおり、この3つだけを見ると、お互いに矛盾し合うベクトルを持つ可能性もあります。つまり、今後の都市計画の運営上は下手をすると矛盾するかもしれないこの3つをうまく両立させて、しっかり運営していくことだということに力点があると思います。この文章は文章で明確なので、これはこのままで、どこかほかのところに記載するというのも含めて、これら3つが発散しないようにお互いに相互補完するように都市づくりをしていくということが重要だということを、どこかで強調していただくとい

いのではないかと思いました。

それから、あとはほんとうに細かい記述です。11ページのところの「なお、本年4月に地域主権改革」という記述があるんですが、その前から地方分権改革というのをやっています、せいぜい「地方分権・地域主権改革」という記述の仕方が的確なのかなという気がしました。

それからその後です。「戦略的環境アセスメントが都市計画事業において実施される」ということを、「規制改革」で受けています。しかし、規制改革というと、普通は、経済的規制を緩和するようなイメージがありますが、これはどちらかというと規制を強化しているわけです。今後、この制度をどうしていくかというのは、引き続きいろいろ課題になってくるかと思うので、規制改革ということですと受けることには少しためらいを感じます。ここのところについては、表現を考えてほしいかなと思います。

それから、これは修正したところの部分に関する再修正の話です。30ページの最後のところで、「都市計画決定後、事業の必要性等について再確認しないまま長期間着手されていない都市計画事業も」ということで、事業の必要性等について再確認しないというのが入っています。確かにこのほうが趣旨ははっきりするかもしれませんが、事業再評価に携わった自分の経験からすると、「事業の必要性は認められるんだけど、なかなかできない」とか、「必要性あるけど今までの経緯もあって、そう簡単にできない」とかいうものが相当数あり、あえてここの黒線のところは書かなくて、昔のないままのほうが含みがあっているのかなという気がしました。

あとは、これは半分、嫌みです。私が博士論文を書いたとき、指導教官に言われたのは、「もちろん」、「言うまでもない」ならば、それは書くなと言われました。今回、これは必ず直してくれということではないのですが、例えば7ページに、「対応の一つであることは言うまでもないが」というのがありまして、それから今回、非常にわかりやすくしてもらった記述の中にも、10ページの真ん中のところに、「もちろん、このような成長力が弱い場合においても」、「言うまでもない」と書かれています。10ページの文章の「もちろん」「言うまでもない」は必要な気がしますが、7ページのところはなくてもいいように思います。これは文章表現の問題ですから、後で事務局と座長にお任せします。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。幾つかご指摘ありましたけど、いかがでしょうか。

【事務局】 それでは、順番に、逆になっていってしまうかもしれませんが、メモをと

った順番で説明いたします。

まず、「もちろん」、「言うまでもない」の部分については、よく考えさせていただきます。それから、ちょっと後ろのページのほうから行ってしまって恐縮ですが、30ページの「事業の必要性等について再確認しないまま」というところですが、委員の先生からもご意見があったところでもあって、ちょっと委員の先生の間でもし必要な議論があればここでしていただいて、ご意見の方向が1つであれば、もちろんそのとおりにさせていただきたいと思います。

それから、規制改革のくだりのところです。おっしゃるように、まず地域主権改革のところは言葉足らずですので、ちょっと地方分権改革等の流れを踏まえた適正な用語にすべきと思います。

それから、アセスを規制改革という言葉で引っ張っているのは、おっしゃるようにちょっと違うと思いますので、ここも、今すぐちょっと適切な用語は思いつきませんが、用語の適正化を図りたいと思います。

それから、この3つの基本的な考え方をちゃんと両立させていくこと自体が大事ですし、発散しないようにしていくというところです。ご意見が幾つも続いているところでもありますので、5ページの下4行あたりのところをもう少し強調するといえますか、発散しないで、まずは「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」というのが目指すべき方向で、矛盾することがあるかもしれないけれども、それを支えていく重要な手段として、「民間活動の重視」みたいなことをやっていくというところをもう少し表現ぶりを書き加えるといえますか、強調するようなことを検討してみたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【委員長】 よろしいですか。はい。

1つちょっとペンディングされたのは、30ページの「事業の必要性等について再確認しないまま」というのを残すかどうかなんですけど、これを入れるべき……。

はい。

【事務局】 説明いたします。これを入れている趣旨は、かねてから長期未着手で、都市計画制限だけをかけておいて、それをそのまま放置していいのか、という問題意識があります。それで、ただいまC委員がおっしゃられたように、都市計画としては周辺の地域の住民の人が反対であっても必要なものはやり遂げないといけない。ただそれが周辺環境が整うまでにかかなり長期を要するものもあって、現に例えば環状2号線のように、ようやく

く動き始めていて、これは従来、都市計画で決定していても、「何をやっているんだ」というご批判もいただいていたわけですが、その必要性についてはかねてから私どもも認識しておいて、それがようやく動き始めた。

それで、ただこれは全部が全部、都市計画として決めているもので、旧法時代に大臣が決定したものもあるわけですが、それが社会、人口動態も含めてですが、都市計画を取り巻く環境が変わったときに、そのまま従来のまま維持していいのかどうかという問題意識があります。これは昔、この委員会でもご報告させていただいたと思うんですが、韓国ですと、例えば、20年だったでしょうか、一定年限があって、着工していない部分については都市計画を取り消すというか、効力を失わせるような制度改正が既になされているのですが、そこまでやるのはちょっと飛び過ぎかなと。

ただここで書いているのは、少なくとも、先ほどC委員がおっしゃられたように、今ある都市計画を点検して、評価は最低限していただいて、それを維持するかどうかというのを決めるべきであるという観点から、書かせていただきました。これは後段で、長期未着手等に関しては都市計画運用指針で一応措置もして、いろいろ技術的助言もやっているわけですが、その後、うまくいかなければ、制度改正も視野に入れて対応すべきだという含意があります。その際は、今申し上げたような将来に向かって失効させるということだけではなくて、少なくとも最低限、今ある都市計画については評価をしていただくと、そういうのを取っかかりにして、必要な制度改正を施行すべきではないかという気持ちで書いてあるということが趣旨であります。

それともう一つ、先ほどC委員からおっしゃられた集約型都市構造と農地・緑地の保全、それと民間活動の重視といったときに、その民間活動は、都市計画制度の全体を考えるべきだということで、なかなか3つ、相反するというようなご指摘いただきましたが、実はこれはかねてから都市計画制度の持つ一番の問題でして、都市計画決定権者は都市計画を決めるときに、土地利用も事業も、施設もそうですが、総合的・一体的に全部の事象を勘案してその案をつくって、それを問うて、公告・縦覧をかけて、審議会にお諮りをして決めていくという仕組みになっております。

先ほど言われました交渉型の都市計画のつくり方というもの、新しいタイプのものとして今回考えてみるべきじゃないかということで、これはもともと都市計画の提案権の制度を導入したとき以来、都市計画の決定権者の足らざるところを補完するという仕組みで導入してきました。都市計画の制限のあり方についても、一律決め切り型じゃなくて、これ

は都市計画と言えるかどうか怪しいわけですが、都市計画の周辺分野で協定制度などを設けて、新しい都市計画の制限の類型をつくってきた。

そういうことからすると、確かにC委員がおっしゃるとおりですが、私たちとしては、都市計画決定権者の総合性・一体性を、都市計画全体として決めるときの全知全能というんですかね、そういう前提で都市計画体系全体をとらまえること自体がなかなか難しくなっていて、ここで書いているようなこともぜひ実際の都市計画の運用に当たる県、市町村、そういうところに広く考え方を浸透させていく必要があるので、できるだけわかりやすく、それは3つ並立させることは非常に困難ではありますが、多様な要素、多様な視点から総合性・一体性を再検討していく、1つの都市計画を決めるときの光の当て方を、そういう面から、これまで総合性・一体性と言っていた、それを因数分解と言ったらおかしいですけど、どういう視点から物を見るかというのを、これまでの視点に加えて新しくこういうことを考えてくださいということぜひ整理をしてみてもどうかということで、これまでの議論を踏まえて整理したものだというふうにご理解賜れば大変ありがたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。30ページのこの記述については、一番最後のところに「も残されている」と、「も」というのが入っているので、そういう意味では、よろしいでしょうか。はい。

ほかにいかがでしょうか。

【D委員】 とても練りに練られて、非常にわかりやすい明快な案になってきたと思います。

それで、丁寧に説明していただきましたので、私は今回の3本柱の緑と農の共生という観点から、ちょっとローラー作戦でずっと矛盾がないかという形でチェックしましたので、よろしいですか。早く言いますので、具体的な修正ということで、よろしいでしょうか。

まず5ページです。一番上から2行目、「水と緑が都市の重要な要素」とあるんですが、これは「要素」ではなくて、「基盤」という言葉にしていきたい。

3行目、「生物多様性が保全・育成されるような」、「機能」ではなくて「構造」というふうに考えます。そうしますと、この4ページのところのタイトルが「基本的な考え方」の下に「求められる都市の機能」とあるんですが、やはり機能の話と構造の話と両方あると思いますので、できれば「機能と構造」、あるいは「構造と機能」とか、そういうことを入れていただく。「機能」というと、非常に矮小化されてしまうと思います。

また5ページに戻りまして、「基本的な考え方」ですけれども、この下から9行目で、「現にある価値が高められる都市を目指すべき」だということですが、前回の議論で、E委員だったでしょうか、都市の持続的な価値というもの、とてもいい言葉が出てきましたので、私はこの提言の中に「持続的な価値を有する都市」という言葉をぜひ浮上させたいと思うんです。そうすると、この「現にある価値」というところですけど、「現にある都市の資産が高められ、持続的価値を有する都市を目指すべきである」というふうにするとうっかりやすいし、持続的価値というのがこの提言の中でその場所を得ることができるのではないかと考えています。それが5ページです。

6ページ、「都市と緑・農の共生」のところですね。上から4行目、「郊外の流域」、これ言葉として非常に変です。「都市を支える流域圏や崖線」というふうにしていただければと思います。

下から3行目、「市街地の中心地にあっても」とあるんですが、「も」ではなくて、「あつては」ということで、きちっと位置づけて、付録ではないという意味です。

それから9ページ、総合的な都市計画システム、下から9行目、「速効性はなくとも」というふうに非常に婉曲につつましく書いてございますが、都市計画というのはどのぐらいの年限で見るかということもございますので、「速効性はなくとも」というのは消していただきたい。やっぱりちゃんとやっているのではないかと考えていますので、要らないのではないかと考えています。

それから10ページ、ここの真ん中のところ、土地利用規制とその財産価値の話で、前回大変、議論になりました。直していただいたんですが、「すなわち」のところ、一般的に地権者云々というところで、この文章が長過ぎるので、「財産価値の低減を招くものと懸念されることが多い」ということでピリオドにさせていただいて、「このため」というふうにしていただくと非常にわかると思います。

それと「関係者の合意形成が困難なものとなることもある」とか、何か「なる」というと断定的なので、そこは修正していただければと思います。

それから、急ぎます、12ページの一番下、「時間コスト」という考え方は日本語としておかしいと思うので、「時間的コスト」というふうにしていただければと思います。

それから19ページ、「緑の基本計画の充実」の中で、最後のフレーズですけれども、「緑地の保全及び緑化の目標やその実現のための施策を」、「民間活動と連携させながら」と入れて、「位置付ける」というよりも「充実させていくことが望ましい」という文章にしてい

ただければと思います。

それから、20ページ上から3行目、「緑地の保全や緑化の推進の取組みが期待される」というよりも、これは実際に行われていますので、「期待する」というと何となく夢を追っているような気がしますので、「重要である」というふうにしていただければと思います。

それから21ページの下の方から7行目ぐらいですけども、「コンパクトシティ」と「集約型都市構造」、これはちょっと用語が2つ出ているので、これでいいのかどうかという、これは単純な疑問です。

それから、最後です。29ページ真ん中のところに「水と緑の適正な保全・創出が、集約型都市構造の骨組みを支えるものであることを意識して」というんですが、「意識」ではなくて、「踏まえて」という言葉にさせていただければと思います。

以上、駆け足ですが、具体的な文言の修正ということでお願いいたしました。

【委員長】 かなり多岐にわたっていただきましたけれども、これはちょっとそれぞれをお答えするというよりは、いかがでしょうか。

【D委員】 趣旨は、論旨が通るよということ。

【事務局】 基本におっしゃっていただいたことを我々はその細かいところを見落としたり、議論をしっかりと詰めていなかったところに関するものが多くございましたので、用語の適切化のところはしっかり適切に直していきたいと思っておりますし、それ以外のところも少しおっしゃられたように直していきたいと思っております。

【委員長】 よろしいでしょうか。

ほかに、よろしいですか。じゃあ、E委員、お願いします。

【E委員】 報告書、随分よくなったと思います。それで、私は単に感想ですけども、2点、感想というかお願いします。1つは、9ページにありますように、まちづくり三法の見直しから5年というような節目に当たって、その中で見えてきた成果とか課題というのがどういうもので、それとの関係で今回のこの法律はどういう意義とか新規性があるのかということの整理がやっぱり大切なのかなと思います。もちろん外面的には、前回は大店の立地規制とか中心商店街の活性化で、今回は低炭素だから、対象は違うんですが、しかし私のような法律家から見ると、そこで用いようとしている手法はかなり共通性があるというか継続性があるように見えるわけです。そういう点での点検というのは必要ではないか。

もうちょっと具体的に申しますと、法定制度との関係で、前回のまちづくり三法の見直

しでも、特例制度の活用とかをはじめとして、法定制度と誘導策との一体化というようなことを模索している側面があって、それがどれくらいの政策効果を持ってきたのかということが今回の法律以降、進めていく上での下地になるのではないかと思います。その点は報告書でも意識してあって、9ページに法定制度と誘導の一体化という点で三法見直し時期は萌芽期だったという、そういう言い方をされているので、それを受けるのであれば、今回はその何と言うんですかね、展開期というか、そういうような意識で臨まれるのかどうか、そういうところの整理は必要なのかなという気がしました。

そのように見ていきますと、2番目の感想ですが、ちょっと気になるのが11ページにあるところの「ソフトな仕組みづくり」というのが一体何か。これは従前やってきたソフトとハードというような意味でのソフトではないですし、行政指導のようなものを含むようなソフトでもなくて、結局、具体的には11ページ以下に書かれている5つのいろんな新規施策を束ねる1つの用語なのです。なかなか整理して一言で言うのは難しいんですが、今のお話とかを聞いていると、民間活動の主体性とかを尊重した誘導の仕組みをもっと高度化したり創意工夫していくということをやっていきたくて、何かそういう趣旨なのかなと思いました。

それで「ソフト」ということにこだわる意味は、その言葉の感覚で言うような、何か肌触りがいいとか簡単だというようなことではなくて、規制手法に比べて速効性の点では効果が鈍かったり、拡散することもありたりとか、それからあとそれを担う方に透明性だとか公正性、場合によったら倫理性が要求されたりとかいうようなこととなります。また、規制との組み合わせをどうするかという点についての創意工夫が要するという点では、応用手法であることは確かなので、安易ではなく、難しいところがあるということの認識も大切なのかなと、そういうような感想を持ちました。

以上2点です。

【委員長】 ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。おっしゃられたところは、まさにそのとおりだと思って考えてきたところでございます。まちづくり三法のところで、9ページのところですけれども、まさにこれが我々、ある意味、規制と誘導というのをきちっとリンクしていかないといけない、都市再生特別措置法とかまちづくり三法とか、この辺の時代の中でその効果が出てきたものと思っていて、こういったことを1つきっちりと伸ばしていかないといけないというのが、まず全体として思っていることでございます。

今回は、この後、説明いたしますが、都市の低炭素化の法律を成立させていただきました。これ自体がまさに、都市計画制度そのものではございませんけれども、都市計画制度とリンクして、例えば市街化区域で住宅ローン減税の特例をつくるとか、そういった土地利用の都市計画上、位置づけられたエリアと誘導手段というのを政策上、初めてリンクさせたということが今回の法案そのものの中身にもなっています。それから低炭素の計画や何かをつくっていただくときに、その公共投資の重点エリアをどうしていくのかということをもう少し都市計画とリンクして考えようということを提起した法案でございます。

ですから、まず大きな流れとしまして、そういった萌芽で見られたことを、全然満点とは申しませんが、低炭素の法律の中で1つ実現化させたと。それにとどまることなく、今後もやっていかなければいけないということで、「ソフトな仕組みづくり」という、表現のちょっと適切さはあるかもしれませんが、そういった中で、規制と誘導ということをもっとこれからも不断に考えておかないといけないと。それこそ都市計画に定められたような土地利用のいろんなエリアがございますが、こういったものと誘導措置、税制等の予算といったものをどれだけきっちりをつないでいくのか、これは不断に考えていかなければならない。すぐできることでもありますし、しっかりと、一回やったら終わりということではなく考えていかなければいけないと。

「ソフト」というのは、簡単にできるというつもりで使っているわけではございません。おっしゃるように、ここに書いてあること一つ一つ、どれも簡単にできることだとは思っておりません。イメージとしては、コンピューターのアプリケーションみたいなところかと思い、「ソフト」ということを私個人としては使っています。土地利用制度みたいな、割としっかりとした土台をみんなできちっと決めるようなところがあって、その上で、E委員がまさに「応用」と言われましたが、アプリケーションみたいな形で、細かいところにも、それから隙間とかそういったところにも手が届くような、それで全体としてよく機能するような仕組みづくりという意味で、ちょっと使ってみた言葉でございます。

以上でございます。

【委員長】 この「ソフトな仕組み」というのは、実は11ページの7行目ですかね、定義が書いてありまして、「など、伝統的な都市計画実現手段を踏み出した新しい手段」というふうに書いてあるので、「ソフト」というのはなかなか曖昧な言葉なので、もしあれでしたら少しこういう言葉を継ぎ足してというのもあり得るかもしれませんね。

【事務局】 わかりました。

【委員長】 大体よろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは……。はい。

【D委員】 先ほど緑地のことだけお話ししたんですが、21ページの一番下のところに、「都市のプレーヤーが」というふうにあるんですが、ちょっとこの言葉に違和感があります。今、いろんなところで「ステークホルダー」という言葉が出ているので、「ステークホルダー」という言葉をここに使われるかどうかというのはご判断はお任せいたしますが、「プレーヤー」というのは少なくとも変なんじゃないかと。

ですから「住民などの多様なステークホルダーが主体的に」とか、ここは言葉の使い方、「ステークホルダー」という言葉がまだ熟していないので、苦しいところだと思うんですが、やはり民間のこういったことを今回、前面に出しますので、これはかなり鍵になる言葉ではないかというふうに思います。

【委員長】 これはおそらく「多様な主体が」と書くと、「主体的に」というのが何か重なっちゃうというのがあって、「主体」という言葉を避けたのかなとも思うんですが、少しこれも、じゃあ、工夫をしていただくということで。

よろしいでしょうか。それでは、本日いただきました意見を踏まえまして、必要な修正については私にご一任いただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局と調整の上、修正をして、本小委員会における中間取りまとめといたしたいと存じます。

それでは、次の議題に進みます。『都市の低炭素化を促進していくために国として示す方針において盛り込む視点・事項について』ということで事務局からご説明をいただきます。

よろしく願いいたします。

【事務局】 都市の低炭素化を促進していくために国として示す方針において盛り込む視点・事項の議題に入ります前に、資料3を使いまして、都市の低炭素化の促進に関する法律の審議経過のご説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

都市の低炭素化の法案につきましては、本年3月の小委員会で内容のご説明をさせていただいておりますが、先週8月29日の水曜日に国会で成立しております。

法律の経緯でございますが、法律の案の閣議決定は本年の2月28日に行われまして、国会に提出されました。そして衆議院で7月27日、国土交通委員会において2時間半の審議が行われまして、全会一致で可決されました。その後、7月31日に衆議院の本会議において、こちらも全会一致で可決ということで、特に附帯決議もいただいているとい

う状況でございます。

その後、参議院では8月28日に国土交通委員会において2時間、審議がございまして、こちらも全会一致で可決。その後、翌8月29日に参議院の本会議において全会一致で可決・成立したという状況になっております。

現時点においては、この後の公布を待っているという状況でございまして、9月の上旬、今週中にも公布がなされるのではないかと考えておるところでございます。

国会の審議では、衆・参合わせて13人の国会議員の方からご質疑をいただきまして、さまざまな議論が行われておりますが、具体的にはこの法律の趣旨でございまして、都市の低炭素化を促進するためにどのような支援措置がとられておるのかとか、この法案による都市機能の集約化によって周辺部のほうにはどのような影響が生じてくるのかとか、低炭素まちづくり計画を市町村がつくっていただくこととなりますけれども、市町村負担についてはどのように考えているのかとか、この法案については、国交省、経済産業省、環境省の共管となっておりますが、その他省庁も含めてどのように政府として連携を図って、都市の低炭素化を進めていくのかといった議論が行われているところでございます。

法律につきましては、先ほど申し上げましたように9月の上旬に公布という形になりますので、施行につきましてはそれから3カ月以内となっております。その間に政令、省令等の施行に向けた準備を進めさせていただきますのと、これからご説明させていただきますけれども、施行に当たって基本方針の策定を進めていくという必要がございます。公布後3カ月以内の施行に向けて引き続き準備を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

法律の審議経緯につきましては以上でございます。

【事務局】 それでは、お手元資料の4、「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」において盛り込む視点・事項（案）をごらんいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

低炭素法に基づく国の基本方針については、国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣、3大臣連名で定めるということから、前回の小委員会では、今日前半にご議論いただきました『都市計画に関する諸制度の今後の展開について』を踏まえて、国の方針に盛り込むべき視点の案ということで、いろいろなご指摘を頂戴したところでございます。

今日の資料については、前回のご指摘を踏まえて修正を加えたものになっております。ただ今日、もう既に前半のご議論で幾つかご指摘をいただいたものに合わせて、修正が必

要な点があろうかとも思います。事務局としましても修正をかけたいと思いますが、これからご説明する中で、ここはというポイントなどがあれば、またご指摘をいただければと思います。

まず表題、それから1枚おめくりいただいたところの1番からの表題、事項になります。全体構成については前回と変更ございませんが、この表題につきましては、法の3条の規定により国が基本方針に定める6項目に合わせて、文字の修正を加えているところでございます。

まず2ページをお願いいたします。低炭素化の意義、目標に関する事項でございます。表題の(1)意義の部分については、国の計画との調和ですとか他法令に基づく施策の連携など、一部表現の適正化を加筆させていただいております。

下の(2)目標の部分でございます。これは前段、今日前半のご議論をベースにいたしまして、①、それから③について加筆をしております。①については、都市内物流、あるいは貨物運送の合理化などの例示を加えたこと、それから③については集約型都市構造化と緑の関係を明示する観点から、加筆をしているところでございます。

続きまして3ページ目、都市の低炭素化の促進のための政府が実施すべき施策の基本的な事項です。こちら、(1)基本的な考え方の①でございます。前段、上側の段落でございますが、「自動車に過度に頼らない都市構造の実現」といったことを加筆し、さらに2行目においては、都市構造の集約化における緑の役割について、「都市の拠点となる地域の周辺における緑地の保全など都市機能の拡散を抑制する施策を講じつつ」ということを加筆しております。

続けて4ページから6ページまでです。こちらは前回とほとんど修正ないんですが、表現の適正化に伴いまして若干の文言修正を加えさせていただいております。

それから7ページ、建築物の低炭素化の促進のための施策の方向性です。こちらについては、前回の小委員会で建物の低炭素化については単体の一部に目を向けるのではなく、都市全体でさらに時間的な一定の時間軸の中でしっかりと低炭素化が図られるということに留意すべきというご指摘がございました。これを受けまして、この1段落目、「いいものを作って、きちんと手入れをして、長く」使うという趣旨についてを加筆させていただいております。

続けて、次のページ、8ページでございます。この8ページについては、下水道の熱利用など都市内における非化石エネルギーの積極的導入をすることについて、第1段落2行

について加筆をしております。

それから9ページ、緑地の保全、緑化の推進の部分です。こちらについては、1段落目の部分ですが、都市の拠点となる地域における緑の施策と、それから集約型都市構造にかかわる緑の施策、これについてしっかりと区分して記述すべきということから、第1段落について加筆・修正をしたところでございます。

続きまして10ページ、大きな3段落目、低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項の部分でございます。こちらについては、まず10ページ、(1)①の基本的な考え方でございます。ここでは、3段落目の上から4行目の部分になります。都市政策を考えたときには、低炭素以外にも重要な視点があり、低炭素化の目標との調整が重要であるというご指摘がございました。これを受けて、3段落目では「経済の活性化等の様々な視点にも配慮しながら、目指すべき将来の都市像を実現していくことが望ましい」という趣旨を加筆しております。

続けて11ページになります。②の計画区域でございます。この計画区域については、都市機能を集約するエリアを市街化区域よりもさらに絞り込むべきであるというご意見や、そもそも区域設定は地域によってさまざまな様態があるであろうというようなご指摘をいただきました。

これを受けまして、こちらでは講ずる施策ごとに必要となる区域を適切に絞り込むということとともに、それらの区域を包括して、区域を設定することが望ましいということで加筆をさせていただいております。

続けて、④の計画期間です。こちらも前回の小委員会では、都市計画、まちづくりの実現というものは時間がかかるものであると、計画期間が5年というのではあまりにも短いのではないかとご指摘がございました。これを受けまして、こちらでは、計画期間は各市町村がそれぞれの状況に応じて設定するというものですが、「例えば5年おきに必要な見直しが行われることが望ましい」というような形で修正をかけております。

12ページから15ページについては、表現の適正化などに伴い、一部加筆・修正をさせていただいております。

少し飛びますが、16ページ、低炭素建築物の普及に関する基本的事項になります。こちらについては(2)低炭素建築物新築等計画の認定に関する基本的事項について新たに加えております。

それから17ページ、都市の低炭素化の促進に関する施策の効果についての評価に関す

る基本的な事項です。

まず上段、(1)施策効果についての評価でございます。2つ目のポツ、第2段落ですが、国の役割として、一定期間ごとに施策効果を検証すると、その結果に基づき、支援策の強化、制度の見直し、情報提供、技術開発など必要な措置を講じるということについて内容の例示を具体的に加筆いたしました。

また下段の(2)施策効果の二酸化炭素排出量・吸収量への換算の部分についてでございます。前回の小委員会で、今般の施策を進める上では、施策評価が重要という、ご指摘がございました。これを踏まえて、最終的には施策効果は二酸化炭素の排出量などに換算することが重要であるということ、またその方法が確立していないものについては、今後、国において換算方法を確立すべく検討を進めるということについて加筆しております。

最後、18ページ、その他重要事項については、表題を整理したほか、内容の変更はございません。

以上、駆け足ですが、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に盛り込むべき視点・事項について、前回のご指摘を踏まえた変更点でございます。今回の指摘などを踏まえまして、今後、事務的に3大臣が作成する基本方針の作成に入りたいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【A委員】 すみません、ずっとトップバッターでいっていますが、すみません、僕、前回これ、途中で抜けちゃってコメントさせていただいていなくて、初めてのコメントになってしまうんですが、すみません。

何点かあるんですけども、国土交通、経済産業、環境3つの省でやられるということなので、この文書自体が、だから3つの省でまとめて出されるという理解でよろしいんですか。まず確認ですが。

ということは、やっぱり幅広目に議論しておいたほうが良いということですね。まず1番目は、物流に主に関係することになるかと思うんですけども、4ページ目の一番上のポツで、こういう集約されたまちづくりが大事ですよねということが施策の方向性で一番大事なことで、そのために、都市構造をきちんとしましょうということかと思ひます。し

かし、郊外にどんどんいろんなものができちゃって、郊外ショッピングセンターができちゃって、そこで都市計画規制がきちんとできていないためにバケツの穴があいてしまっているの、これはうまくいきませんよということが1つあると思います。今からの時代では一つ別な穴があいているという観点があって、それはネットとかサイバーとかの、ネットショッピングとかでほかのところに行っちゃっていますということです。これは郊外も含めて、実スペース全体がやられちゃうということを意味します。これは経済的な観点からやられてしまうということになるんですが、CO₂の観点から見ても、これはきちんとデータをとっていくと、どうやらCO₂は減らないで増えてしまうことがわかっています。茨城県南部で実際に検討すると、単純な買い物行動では買い物滞在時間がネットショッピングによって5減るのに対して、CO₂が減る分は1しか減らないんですよ。

それに加えて、なおかつ物流の個別輸送で自分の家まで買ったものが届くようになるので、物流総量は減っているのに、総運搬距離は長くなっているということです。そういう意味で、6ページで書かれている③の都市内物流の効率化の推進のための施策の方向性は、これは必要なことですが、物流で取り上げる話としては、実はこちらの書かれていることは将来的にマイナーになっていきます。サイバーとの対応で物流をどう考えるかということが将来的にはメインになっていくので、実はそこが結構重要ではないですかというのが1点目です。

あと2点目は、14ページに行きます。14ページのところで、評価ですね。これはいづれ評価しないといけないということですが、問題なのは、これは書くのは簡単なんですけども、評価するためのデータがなかなかきちんとない。ないというか、精度高いものをどう確保するかというのが非常に問題になってくると思います。

そうなったときに、やっぱり交通関係の話とかは、パーソントリップ調査などをきちんとこういうのに適用できるようにしていくとか、過去からのずっと蓄積のあるパーソンも都市パーソンと全国パーソンとございますけれども、そういうものをきちんと継続して調査して使えるようにしていくということが必要です。道路交通センサス系のデータは、これは車のことしか調べていないので、交通手段選択の議論には不十分です。低炭素まちづくりを評価するためのデータをきちんと対応して準備するということをあわせて決意せねばなりません。

それですみません、関連して1点、誤植の訂正のお願いですが、参考資料2というのを、カラーのものをつけていただいているんですけども、こちらの8ページ目「集約型都市

構造と都市の低炭素化との関係」というところで、その右側のほうで私の論文の図を引用してくださっていて、大変ありがたいんですが、その中で、上のほうで三角で「安芸市」というのがあるんですが、これは「安来市」の間違いです。すみません。細かいミスの指摘で申しわけない。ということですね。とりあえずそこまでにしましょうか。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

【事務局】 データの括弧のところはおっしゃるとおりかと思しますので、そのとおりにしたいと思います。

【事務局】 今、ご指摘いただきましたネットが実際の物流に与える影響ということについては、これは私どもの物流部門のほうでも十分認識を持っているところでございます。この基本方針の中での書き方については、ちょっとご指摘を踏まえて検討させていただければと思います。

【事務局】 それから、論文を引用させていただきながら、間違いをしておりまして、まことに申しわけございません。

【委員長】 ほかにいかがでしょうか。

ちなみに、今のネットショッピングのお話というのは、今のネットショッピングというのはかなり個別配送しているんですが、その部分の物流のシステムを少し変えることでかなりCO₂削減というのは可能な部分というのはあると考えるべきでしょうか。それとも、さほどないのでしょうか。

【A委員】 そこまできちんと検討していないんですが、そこが非常に便利にしようとする、CO₂がたくさん出るような仕組みにどうしてもなっているので、利便性を少し下げようことを消費者の方が皆さん了解するかどうかみたいな話ですよ。

そういう心理的な部分というのが、このCO₂の議論というのはかなり関係していて、それも間接的に都市づくりと関係する部分が結構多いと言えます。今のお話でいくと、自動車の低炭素化のために、いろんな例えばエコカーとかもどんどん出てきたりしているんですが、例えばエコカーを買っている方は、実はガソリン価格が上がったときに自動車利用を節約していないとか、自分はもうエコな活動をしているんだから大丈夫だと思って、CO₂の削減に貢献していないとか、実は結構、裏をかかれることというのは多いのです。都市のコントロールをいろいろと行ってもけども、その上に住んでいる人がどういう行動をするかということとセットにして見ていかないと、実質のCO₂削減につながらないこ

とというのはかなりたくさんあります。それは物流だけじゃなくて、実際の政策をとられるときに、ほんとうにこれは効果出るかなということはある程度考えながらやらないといけない部分があると思います。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかにご意見、いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

【C委員】 私は、このとおりにやってくれればよいと思います。ただし、一般的な方針に留まっていますので、これに基づいて、例えば具体的に社会資本整備総合交付金による財政的な支援を重点的に実施するとすれば、どういうスキームでどの程度、重点的にやるのか。また、評価については、今、A委員からも指摘がありましたが、データの問題と、それから何年ごとにやるかということです。まずは5年ごとにされていくことになるかもしれませんが、そう5年で簡単にCO₂が減る集約型都市構造が形成されるとは思えません。ほんとうにこの低炭素型のまちづくりをしていくときには、長期的な評価軸が必要で、それを踏まえて評価期間を設定して、運用していただきたいと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、基本方針につきましては今後、関係大臣が発出する話ですので、事務局において基本方針の制度の作業を行っていただきたいというふうに思います。

それでは、本議題についてはこの程度にさせていただきます。

議事次第では「その他」とありますけれども、何かございますでしょうか。

どうぞ。

【B委員】 本日の議題の中身ではありませんが、今日の両方、特に前半のほうの話についての感想を一言申し上げたいと思います。

皆さんからも同じような評価がありましたけれども、議題1のペーパーは大変よくまとまっていますが、都市計画制度そのものの今後のあり方についての継続的な、持続的な取り組みもぜひお願いしたいと思います。

今回のペーパーで、政策実現手法のあり方についての方向性はここでかなりはっきり見えてきましたけれども、それを支える、それを運用していく制度的枠組みとして、今の都市計画法がこれで大丈夫なのか、長続きする基本枠組みなのかということがあって、細か

なところで長期未着手問題なんていうのがやっぱりあって、その辺が実は全体の制度の不安定性を内蔵しているのではないかということがありますので、そういう意味での制度的な見直しということは、今回のペーパーを踏まえて、今後ぜひしっかりと考えていただきたい。

【委員長】 もともとこの小委員会ができるときに、やはりそういったことを意識したと思いますので、今後も検討していただければと思います。

ほかに。よろしいですか。

それでは、はい、お願いいたします。

【加藤都市局長】 それでは、先生方から特にご意見ないようでございますので、最後に私のほうからお礼を兼ねてご挨拶を申し上げたいと思います。

先生方には大変お忙しい中、これまで平成21年の7月からこの小委員会を開催させていただきまして、今日で18回目になります。今日は中間的な取りまとめということで、いろいろご意見を頂戴いたしましたが、一応の方向性としておまとめいただいたということで、大変ありがたく感謝しております。

実は今、委員長からも、またB委員からもお話ございましたが、この委員会を立ち上げる前に、私の前任の局長のときから、現行法が昭和43年にできて、累次、改正を重ねてまいりましたけれども、なかなかやっぱり社会実態に合っていないんじゃないか、本来、都市計画が守るべきものがどういうものであるか、もう一度それがちゃんとしっかり制度的に守られているかどうかということを経点検して、抜本改正に取り組もうじゃないかということで、先ほどお話しさせていただきました平成21年の確か遡ること2年ぐらいだと思います。私もその当時、ちょうど審議官でございましたが、都市計画の抜本改正に向けていろんな点検をしていただくために、たくさん材料を集めました。材料を集めて、先生方にお集まりいただいて以来18回、ご議論いただいたというのが今日、中間的にまとまったということで、非常に長い時間をかけてご議論いただいて、ほんとうにありがたく思っております。

実は私は都市計画法の抜本改正というのもキャッチフレーズでいろいろ言っておりましたが、都市計画でもこれまでやってきたのは、どちらかというと土地利用制限が中心でした。これは先生方から何回にもわたってご意見をいただいておりますが、やっぱり土地利用制限だけではほんとうに目指すべき都市像を実現する上での都市政策の主要なツールとして、それだけではなかなか積極性がない。

そこで、できるだけ事業とか都市施設も含めて、あるいはもちろんでございますが、土地利用制限のあり方についても、都市計画決定権者が一方的に決めて、それを何かアクションを起こすときに枠をはめるという形だけでなく、これもこの小委員会でいろいろご議論いただきましたけども、契約型というんでしょうか、協定型みたいな、特に緑の保全の関係ではいろいろ先行している制度がございましたので、それも念頭に置きながら、新しい都市計画制限の類型をぜひチャレンジしてみたいということで、いろんなご意見を承りながら今日に至ったと理解しております。

ただ、今日おまとめいただきました内容については18回、議論していただきまして、全般にわたって点検をしていただいて、今後の都市計画制度のあり方について非常にご示唆をいただいたものと思っております。実はさっきB委員から、都市計画制度の制度的な見直しはどうなるんでしょうかと、委員長からもそれに近いことをおっしゃっていただきました。私たちは各制度改正のときに、都市計画も合わせて見直しをしているんですけど、実は都市計画の制度を単独で見直そうとすると、なかなか現実的には難しいです。

これは一方的に規制の強化、あるいは経済的というと緩和の要請が強いときに、緩和とセットで規制を強化してきたというのがこれまでの都市計画制度の歴史です。それだけであってはいけないので、どうやって見直すかということでこの小委員会を立ち上げていただいて、いろいろ議論してきたわけであります。

たまたまと言ってはおかしいですが、時宜にかなうものとして今回、低炭素のまちづくりということで法案を出させていただいて、都市計画とは若干、毛色の違う形でありますけども、都市計画が主になって制度改正を行わせていただいたところであります。

そういうことからしますと、都市計画制度の見直しという制度的な手当てをどう成し遂げていくかというのは、先生方のおかげで整理させていただいたわけですが、これを制度的に翻訳して、それを法律の形にするか、あるいは運用も含めてということになりますが、それをどうやっていくかというのが非常に大きな課題だというふうに認識しております。そのためには、社会的な要請といいますか、社会的な改正に向けての高まりというのもバックボーンとしてないと、なかなか都市計画制度単独で変えていくというのは骨の折れる仕事だというふうに、私はこの4年間やらせていただいて、率直にそう思っております。

前にも言ったことで、そのように引き続き思っておりますが、そういうことからしても、ぜひ今日、委員長のところで最終的にまた点検をしていただいて、報告書の形でこれをまとめさせていただくわけですが、まとまった暁には、私たちとしてはホームページに

掲載させると同時に、NPOの方も含めてまちづくりに関心の高い方が昔と比べて増えてきておりますので、そういう方の支持も得ながら、ぜひこういうことをやる必要があると、早くやらないといけないじゃないかという声につながっていけるように、私たちのほうに向かって「早くやれ」と言うようなことにもなるよう、そういう地道な努力もあわせてやっていきたいと考えております。

もちろんそういう声が、無くてもやるべきではないかということもあるわけですが、そういう声があったほうが非常にやりやすいというのが現実なものですから、そういう点にも留意をして、おまとめいただきましたこの報告書を十分活用させていただいて、今後の都市計画制度あるいはそれを越えて都市政策の糧として使わせていただきたいと考えております。

ほんとうにこの18回の長い間にわたりましてご指導いただきまして、大変勉強になりました。引き続き先生方にはご指導とご支援を賜りますようお願いいたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ほんとうにありがとうございました。

【事務局】 引き続き、事務局から失礼いたします。先ほど委員長からもございましたけれども、都市計画に関する諸制度の今後の展開については、委員長と調整の上、事務局を通して委員の皆様にご連絡差し上げます。成果につきましては、また後日、ホームページ上にも公表させていただきます。

【委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の審議を終了させていただきます。

では、事務局の方に進行をお返しいたします。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、第18回都市計画制度小委員会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては、資料を机の上に置いていただければ、後日送付させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

— 了 —